

障害者福祉専門分科会と児童福祉専門分科会の 合同開催について

理 由

第 5 期越谷市障がい福祉計画と第 1 期障がい児福祉計画を一体的に策定する必要から、2 つの専門分科会が合同で審議するため。

開催回数

平成 29 年度中に 3 回開催することを想定する。

組織

障害者福祉専門分科会及び児童福祉専門分科会に属する委員の全員で組織する。

議長及び副議長

障害者福祉専門分科会長を議長に、児童福祉専門分科会長を副議長に充てる。

会議の定足数

障害者福祉専門分科会及び児童福祉専門分科会のそれぞれの過半数の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

合同開催の実施手続き

越谷市社会福祉審議会条例施行規則第 9 条の規定により、社会福祉審議会（全体会）に諮って委員長が定める。

【参考】社会福祉審議会条例施行規則第 9 条

（委任）

第 9 条 この規則に定めるもののほか審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。